

答申番号：令和4年答申第2号

答 申 日：令和4年9月5日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年6月18日付けで提起した、令和3年度分市民税及び県民税の税額決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張及び審査庁の考え方

1 審査請求人の主張

岐阜市長（以下「処分庁」という。）の〇〇〇年〇月〇日付けの審査請求人に対する令和3年度市民税・県民税税額決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載の税額を是正する、との裁決を求める。

審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、〇〇〇年〇月から〇〇〇年〇月までの期間に、〇〇〇〇〇（以下「本件給与支払者」という。）のもとで、〇〇〇〇〇〇として従事した。審査請求人は、個人事業主として営業活動をしており、逆に、本件給与支払者に外注として仕事の応援をしてもらうこともあった。

〇〇〇年〇月以降、本件給与支払者から審査請求人への〇〇〇〇〇〇としての仕事は、一切なかった。

- (2) 〇〇〇年〇月又は〇月頃、本件給与支払者から審査請求人に対し、〇〇〇〇〇〇としての形式を残したまま雇用調整助成金を申請すれば〇〇円ずつ3回もらえるから、〇〇の〇円ずつを事務費用としてほしいと言われた。また、同年〇月から〇月頃、継続して何回か雇用調整助成金をもらえそうだと話があった。

〇〇〇年〇月〇日、本件給与支払者の従業員から手渡しで〇円を受け取った。それ以降の雇用調整助成金については、本件給与支払者が外注費の請求分から相殺した金額を審査請求人へ請求するという形で受け取ったことになっている。

- (3) 本件通知書を受け取った時点で全く心当たりのない給与支払金額〇〇〇円の記載を見て、本件給与支払者が、実際には支払われていない給料を虚偽申告して雇用調整助成金の不正受給をしていると気づいた。
- (4) 本件給与支払者は、雇用調整助成金の受給において虚偽の申告をする動機があり、審査請求人に係る給与支払報告書（以下「本件報告書」という。）が虚偽のものであり、その結果として、本件通知書の税額が実際の金額とは違っている。

- (5) 審査請求人は、本件給与支払者に対して一切借金をしていない。給与支払額調査票にある合計〇〇〇〇〇円もの貸付けをするのであれば借用書を交わすのが通常であるが、借用書は存在しない。貸付金を現金で受け取ったとするならば領収書があつて然るべきであるが、これも存在しない。

本件給与支払者が審査請求人に貸付けをしたのであれば、会計上いかなる処理がなされているのか処分庁において本件給与支払者に帳簿等の提出を求めて調査すべきであり、それもなされていないのであれば、権限上可能な限度で確認を行ったとは到底いえない。

2 審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、本件処分について、処分庁に違法又は不当な点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 本件処分の違法性及び妥当性について

ア 処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第317条の6の規定により給与支払報告書を提出する義務を負う本件給与支払者から本件報告書の提出を受け、同書及び審査請求人が提出した令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に基づき、市民税及び県民税の税額を決定した。

本件報告書には、記載上客観的な不備は見受けられない。また、源泉徴収票及び源泉徴収簿によれば、令和〇年中に本件給与支払者が審査請求人に支払った給与の総額は、いずれも〇〇〇円であり、本件報告書に記載された支払金額と一致している。

さらに、給与の支払金額は、その支払者が専ら把握する事項であり、給与支払報告書については、その虚偽の記載並びに法第298条の規定に基づく調査に対する虚偽の物件の提示又は提出及び虚偽の答弁には、法317条の7第1項及び法第299条第1項の規定により罰則が科され、その内容の真実性が担保されている。

したがって、処分庁が本件報告書の記載に基づき税額を決定している事実について、違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人は、本件報告書に記載されている給与支払金額〇〇〇円が審査請求人に支払われておらず、審査請求人が実際に受け取った金額は〇〇円であることから、本件処分による市民税及び県民税の税額が本来の税額と違っている旨主張する。

この主張は、税額決定の過程における給与所得額の計算上収入金額とすべき金額についての不服と考えられるため、以下検討する。

(ア) 市民税及び県民税の税額の決定において、所得税法（昭和40年法律第33号）第36条第1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定めがある場合を除き、その年において収入すべき金額とされているところ、その趣旨は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前を採用しているものと解される（最高裁判所第二小法廷昭和49年3月8日判決参照）。

(イ) ○○○年○月以降、本件給与支払者が審査請求人を従業員として雇用し、○○○年○月までの間、不定期的に仕事を依頼し、給与を支払っている事実について争いはない。この間、給与計算台帳によれば、○○○年○月に○円、同年○月に○円が計上されている。この点、同年○月分の給与は○円であるところ、審査請求人が提出した預金通帳の写し（甲第1号証）によれば、同年○月における本件給与支払者からの入金は○円と記載されている。当該入金が同年○月分の給与であり、当該入金以外に同月分の給与が支払われていない場合、その差額○円分が未払である可能性もあるが、審査請求人には、雇用契約に基づき同月分の給与○円を受領すべき権利が確定的に発生している。

よって、給与計算台帳上に記載された○○○年○月の○円及び同年○月の○円の合計○円は、審査請求人が○○○年中に収入すべき金額に該当する。

(ウ) 一方、○○○年○月から同年○月までの間、給与計算台帳によれば、本件給与支払者から毎月○円の休業手当（以下「本件休業手当」という。）が計上されており、本件給与支払者は、同年○月以降も、審査請求人との雇用契約を前提に、本件休業手当を支給していた旨記録されている。審査請求人は、本件休業手当に相当する給与は、実際には支払われていない旨主張するが、仮に、審査請求人が本件休業手当を受給していないとしても、雇用契約に基づき審査請求人は本件給与支払者に対し本件休業手当を請求することができ、確定的に権利が発生しているとみられることから、本件休業手当（同年○月から同年○月までの○月分合計○○○円）は、審査請求人が○○○年中に収入すべき金額に該当すると認められる。

本件審査請求上、審査請求人と本件給与支払者との間の雇用契約の終了に係る書類は提出されておらず、○○○年○月以降雇用契約の存在を否定することは難しい。

さらに、令和4年3月23日に開催された口頭意見陳述において、審査請求人に係る特別徴収分の市民税及び県民税が納付済である旨、処分庁から陳述があった。この点、法第321条の5第2項本文によれば、特別徴収義務者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合」という一定の客観的な事実が生じた場合に、当該特

別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を徴収して納付する義務を負わない旨を規定するとともに、法第319条第2項の規定によれば、市民税に併せて県民税を賦課し、及び徴収する旨規定されているところ、本件給与支払者が審査請求人に係る令和3年度の市民税及び県民税の特別徴収税額を納付している事実から、法第321条の5第2項本文に規定する場合に相当する事実は認められず、審査請求人と本件給与支払者との雇用関係が継続していることを前提に納付がなされたものと推定される。

なお、審査請求人は反論書の中で「〇〇〇年〇月から〇〇〇年〇月まで〇〇〇〇〇〇として従事した」、「〇〇〇年〇月以降は仕事がなかった」と主張するけれども、かかる事実は、必ずしも本件給与支払者が審査請求人に本件休業手当を支給していた事実と矛盾するものではない。

- (エ) 審査請求人は、本件休業手当から控除されている借入返済金が一切存在しないと主張する。

一切借金をしていないということであれば、審査請求人は、本件給与支払者に対して給与計算台帳に記載の本件休業手当のうち借入返済金相当額を支払うよう請求し得る立場にあることになるが、仮にそうであるとしても、本件休業手当を受け取る権利が発生していることに変わりはなく、借入返済金は、審査請求人と本件給与支払者との間の私法上の問題にとどまり、本件処分に影響を及ぼすものではない。

- (オ) 以上から、処分庁が、審査請求人の収入金額とすべき額を〇〇〇円と認定したことについて、過誤があったとは認められず、本件処分は、違法又は不当とはいえない。

(2) その他の主張について

ア 審査請求人は、本件給与支払者が雇用調整助成金を不正受給している旨主張する。雇用調整助成金制度は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合に、その一部を国が助成する制度であるところ、審査請求人の主張は、国と本件給与支払者との関係についての主張であり、本件処分の違法性及び不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 審査請求人は、処分庁が法第298条の規定に基づく質問検査権の行使を怠っている旨主張する。

同条の規定に基づく質問検査権は、「賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」に実施することができるとされているところ、「調査のため必要がある場合」とは、一般的に、申告等が相当でない場合など客観的な必要性が認められる場合をいうと解されている。

本件については、本件報告書に記載上の不備は認められず、かつ、特別徴収税額

も納付済であったことから、客観的な必要性が認められる場合とは言い難い。

また、本件審査請求の提起を受けて、処分庁は税務調査を実施し、源泉徴収簿及び給与計算台帳を閲覧し、本件報告書の内容との整合性を確認している。

したがって、処分庁が法第298条の規定に基づく質問検査権の行使を怠っている旨の審査請求の主張は、理由がない。

第4 調査審議の経過

- 1 令和 4年 4月28日 諮問
- 2 令和 4年 7月 4日 審議
- 3 令和 4年 8月 1日 審議
- 4 令和 4年 9月 5日 審議及び答申

第5 審査会の判断の理由

本審査会は、おおむね第3の2の審理員意見書の判断の理由に説示されたとおり、本件処分には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由がなく、棄却されるべきであると判断する。

なお、審査請求人は、本件給与支払者が雇用調整助成金の不正受給をしており、本件報告書に記載されている給与支払額の大部分がその不正受給に関連して記載されたものである旨主張するが、「税法の見地においては、課税の原因となった行為が、厳密な法令の解釈適用の見地から、客観的評価において不適法・無効とされるかどうかは問題でなく、課税の原因となった行為が関係当事者の間で有効のものとして取り扱われ、これにより、現実に課税の要件事実がみたされていると認められる場合であるかぎり、右行為が有効であることを前提として租税を賦課徴収することは何等妨げられないものと解すべきである」とされている（最高裁判所第三小法廷昭和38年10月29日判決参照）ことから、上記判断に影響を及ぼすものではない。

岐阜市行政不服審査会

会長	南	圭	一
委員	市橋	優	一
	土田	伸	也
	寺本	和佳子	
	三谷	晋	